

ルソー、術語の問題 (3) - *res publica* について

梅 田 祐 喜

J.-J. ROUSSEAU, questions de terminologie (3) - De *res publica*

UMEDA, Yuki:

前節でラテン語 *civitas* が、近代語の *Etat*, *société civile*, *corps politique* に翻訳されてきた経緯についてみてきました。État はもともと《状態》を示すことばですから、人々がどういう状態で結合しているのか、そのあり方を示すことに力点がおかれていたわけです。État démocratique は、人々の結合のあり方が民主政であることを示しています。ですから、Etat は、結合のあり方で、結合した人々の全体 (国家) をさし示すことばだったわけです。société civile は、《結合》そのものを強く意識させることばでしたし、corps politique は、corps-membre の対比から、結合の《関係》へむかって思考の道を開くことばでした。ルソ - の場合でしたら、そこから *souverain*, *citoyens*, *sujets* (それぞれ、主権者、市民、被統治者) などの相互の関係が考察されていくわけです。もっとも合理的な関係はどのようなものか、ほんとうの結合状態はどのような形をとっているかが、考えられていくわけです。

もう一つ、人々のこの結合状態を示す場合に使われることばがあります。république という語がそれです。ルソ - の先行者たちのテキストにおいても、ルソ - のテキストにおいてもひんばんに使われています。

république のもとになったことばは、ラテン語の *res publica* です。この *res publica* は、プラトンの《 》を、キケロがラテン語に翻訳するさいにあてたことばだといわれていますが、このギリシア語の は、A. Bailly の希仏辞典によれば、*constitution d'une forme de gouvernement* となっています。つまり、 の成りたち方、構成を意味することばですから、プラトンにおいても、アリストテレスにおいても、 は「国制」という訳語があてられています。プラトンの書物においては、人間の理想の結合状態を基礎づける観念、正義とか善とかが論議され、さらにそうした観念の習得が語られ、その上でどういう結合状態がいいのか、寡頭政とか、民主政とか、独裁政とかの国家組織のあり方が論議されていきます。アリストテレスの書物においては、(『政治学』)、ポリスはある種のコイノーニア (共同体) であって、それはある種の善きものを目的に構成されたものであり、ポリス

的共同体は、あらゆる共同体のうちでも、もっとも善きものをめざして設立されたものである、というふうな書き出しではまっています。アリストテレスはプラトンにくらべるといっそう厳密な概念化、時には形式的とさえ思えるほどの概念化で論議を進めていくのですが、上記の書き出しをみてもわかるとおり、もっとも理想的な、もっとも合理的な結合状態は何かと問う根本の姿勢は、プラトンとたいしてかわるものではありません。アリストテレスがこの書物のなかでプラトンを批判してみせようが、両者の理性的な立場にかわりがあるわけではありません。

アリストテレスは、*ἡ κοινὴ ἀγαθὴ* (人々の結合状態の構成、国制) を定義してこう言っています。「しかし今後の議論に必要な基礎をおくために、先ずポリスは何のために作られてあるのか……家政や戸主の支配について規定がなされた最初の議論において、人間はうまれながらポリスを作る動物であるということも語られた。それゆえに相互扶助を少しも必要としない者でもやはり共に生きることを望むものである。ではあるが、共通の利益も、それによって各人に善き生活の分け前が与えられる限り、各人を結合するのである。だからこの善き生活が、全体としてのすべてにも、それぞれのものすべてにも特に目的なのである。しかしまた、ただ生きることそのことのためにも集合し、ポリスの共同体を維持する、それはもし生活の困苦がきわめて過度に大きくないなら、たんに生きることそのことだけのうちにも、おそらく善きもののある部分があるからであろう……したがって、共通の利益をめざすすべての国制は、無条件的に正しいことを基準にしてみても正しい国制であるが、しかしただ支配者の利益だけをめざす国制はすべて間違っただけのものであり正しい国制から逸脱したものであるということは明らかである。」(『政治学』第3巻、第6章、山本光雄訳に若干手を加えてあります) ここで、下線を附した「共通の利益」ということばは、「私的な利益」ないしは「支配者の利益」ということばと対応して用いられていますが、原語にあたってみると、*ὁ κοινὸς ἄριστος* となっています。*ὁ κοινὸς* は、パイイの辞書によれば、「役立つこと、利益になること」であり、*ἄριστος* は「人民全体の利益において」の意味ですから、合わせると「人民全体の利益に役立つこと」であり、邦訳で採用された「共通の利益」ということにもなっています。訳語においては「ポリスの構成員全体の」というニュアンスが意味の上でいくぶん薄まっていくような気がしないでもありません。英訳(H. Rackham 訳、Loeb 双書)でも、*common interest* と訳されていて、邦訳の訳語と事情はわかりません。

アリストテレスは *ἡ κοινὴ ἀγαθὴ* を「人民(ポリス市民全体)の利益に役立つもの」と定義した上で、寡頭政とか、潜主政とか、民主政とか、王政とか、それぞれの構成員全体の経済的基盤まで視野に入れながら実情にあった理想的な政体を検討していくことになるわけです。こうした考え方の進め方においては、プラトンと大きくかわるわけではないのです。

キケロがこの *res publica* というラテン語に翻訳したことは先に述べたとおりですが、つぎはこのラテン語がどんな表情をもっているかについて調べてみたいと思います。*res* はフランス語や英語の *chose* や *thing* に相当するわけですから、《*res publica*》は「人民全体の事から」ということになります。しかし、*publica* が人民全体にかかわることはわかるにしても、それではプラトンやアリストテレスが考えたようなポリスの成りたち方、あるいはその理想形というイメージはでてきません。A. Ernout および A. Meillet の共著になる「ラテン語語源辞典」を調べてみると、まずはじめに古代の語義として「財産、所有物、所有、それぞれの利益」とあり、それが法律的な表現や慣用句に残っていることに注意をむけて *res*

familiaris (家産)、および *res publica* を例として出しています。そうすると、*res publica* は「人民全体の所有物、ないしは人民全体の利益、あるいは福利」ということになります。そして、辞書ではこの場合、*privatae res* (個々人の利益) と対照して用いられる、と注意しています。さらに、フランス語の *affaire* よりはもっと漠然とした意味で、「なされたこと (事蹟)」とか、「行為」の意味であり、またフランス語の *chose* より漠然とした意味で、*chose* の意味をもつとして、*mala, bona res* (悪、善事) を用例として出しています。

そういうふうに見てみると、キケロはギリシア語 *κοινὴ* を考えるにあたり、ラテン語の古代的意義としてかろうじて法律用語として生き残っていたことばを、翻訳語として選んだことになります。

先述したように、もともとは「ポリスの成り立ち方」を示すことばであった *κοινὴ* ですが、プラトンやアリストテレスの理想的ないしは理性主義的な推論によって「ポリス構成員全体の利益」と定義されたものと、ほぼ同じ意義を、このラテン語の古語はもっていたわけです。しかし、このラテン語自身、キケロがプラトンやアリストテレスの思考の流れの上で考えた翻訳語であったわけで、もともとの *res publica* ということば自体にはない「理想国家のあり方」の意味を投影して、キケロは使ったものと思われれます。

キケロもプラトンやアリストテレスにならって「理想国家論」をかきましたが、この *res publica* を使い、表題を DE RE PUBLICA としています。この作品のなかで、人々のポリス的結合状態 (国家) を、キケロは、ラテン語に本来ある *civitas* を用いて表していますが、作中、対話者たちが論議しあう「人民全体の福利」、「理想国家のあり方」という場合、*res publica* を用いています。たとえば、次のような文章をよむとそのことがよくわかります。

《Haec plurimis a me verbis dicta sunt ob eam causam, quod his libris erat instituta et suscepta mihi de re publica disputatio ; quae ne frustra haberetur, dubitationem ad rem publicam adeundi in primis debui tollere.》 (-)

(この点について、ある程度ことばをついやして述べたのも、この著作において人民全体の福利について議論しようと企図したのであるから、私の企図が無意味にならないように、人民全体の福利に考えをむける困難をあらかじめ取りのぞいておこうと思ったからである。)

この個所には *res publica* が二度使われていますが、英訳 (C. W. Keyes 訳、Loeb 双書) では *the State, public affairs* と、仏訳 (Ch. Appuhn 訳、GF-Flammarion 双書) では *ré-publique, des affaires publiques* とそれぞれ訳されています。英訳では、作中使われる、人々の結合状態 (国家) を表すラテン語 *civitas* も *state* と訳されているわけですから、あえてキケロが二つの語を使いわけた意図がうまく浮かび上がってきませんし、仏訳では、王政にたいして「共和政」と現在慣用される語義が干渉して、キケロの意図がぼやけてしまうおそれもあります。仏訳者の場合、他の個所では、ラテン語から直訳するかたちで *la chose publique* (人民全体のことから) と訳していますが、フランス語の *chose* には、ラテン語の古義にあったような「所有物、財産、福利」の意はもともとないわけですから、ラテン語の古義に通じた読者は別としても、素人がよんで理解するには骨がおれることとおもわれます^(註1)。

キケロの他の書物からもう一ヶ所引用しておきます。

《・・・nam et erudiverunt multos, quo meliores cives utilioresque *rebus suis publicis* essent, (D E OFFICIIS , XLIV)

(彼らは多くの人たちを教育して、自分たち人民全体の福利 [理想の国家のあり方] にとって役立つ、よりよい市民とすることを期したのである・・・) (『義務について』 XLIV)

ここでもわかるとおり、国家のあり方は期待の方向の線上で語られています。事実、上につづく文章で、キケロは、エパメイノンダスはピュタゴラス派のリュシスが、シラクサのディオンはプラトンが教えたのだ、とつづけています。

「理想国家のあり方」を語ることはそのまま「理想国家」を語ることでですから、ことばの意味論上の発展は、「人民全体の福利」「理想国家のあり方」「理想国家」とつながっていきます。ここからはじめて、理想的な意味での *polis* というふうに変化したわけですが、したがって、上掲したキケロの二つの文章のわたしの仮訳部分で、「人民全体の福利 (理想国家のあり方)」は、簡明に「理想国家」、あるいは単に「国家」としてもよいわけですが、後者の場合、こうありたいと論議する、あるいはこうありたいと願うという意味の形容詞の影をかぶせて読む必要が常に必要だろうと思います。

後世においても、このキケロの用法はひきつがれていき、たとえばホッブスは《*DE CIVE*》(『市民論』)に、つぎのように記しています (第1章第2節)。

《*Eorum, qui de rebus publicis aliquid conscripserunt, maxima pars vel supponunt, vel petunt, vel postulant, hominem esse animal aptum natum* ad societatem; Græci dicunt polis ; (- 2)*》

(理想国家にかんして著述したほとんどの人たちは、まるで拒んではならぬことのように、ギリシア人たちのいった《ゾーオン・ポリティコーン》ということばを前提にして、人間がうまれながらの社会的動物であることを求めます。)

ここでいう、理想国家について著述した人たちは、プラトンとか、アリストテレス、キケロなどをさしています。だからこそ、*res publica* の語が使用されているわけです。なお、引用中のギリシア語 *polis* (ゾーオン・ポリティコーン) は上掲したアリストテレスの引用のなかで出てくる「ポリス的動物」(ポリスを作る動物、国家を作る動物) のもとのことばにあたるものです。このホッブスや、ロックは「人民全体の福利」を意味した *res publica* を、そのまま英語に翻訳して (*Commonwealth*)、それを「人々の結合状態」(「国家」) の意味で用いています。

ロックは、立法権がどこに位置するか、つまり結合した人々の大多数に置かれるのか、その少数に置かれるのか、ただ一人の人間に置かれるのか、ということですが、立法権の位置によって、*Commonwealth* の形態はきまるのである、と書いたあとでこう書いています (『主権論』 §133)。すなわち、「この論考をとおして、*Commonwealth* の語で、たとえば民主政、その他の統治組織の形態ではなく古代ロ・マ人が *civitas* の語で指した、何ものにも依存しない共同体を理解していただきたい。英語においては、*Commonwealth* の語が *civitas* にもっともよくあてはまるのである。この語こそが、厳密な意味で、そのような人間の結合状態を意味している

のであり、英語の *community* や *city* という語は、ぜんぜんふさわしくないのである。事実、同一の統治組織の内部に、いくつかの従属的な *community* がありえよう。そしてまた、英語では *city* は *Commonwealth* とはまったくちがった意味なのである。それゆえに、曖昧さを避けるために、*Commonwealth* の語の使用を許していただきたい……」^(注2)

ロックは、この『主権論』において、ラテン語 *civitas* に対応する語として、*Political soci-ety*、や、*Civil Society* も使用していますが、上掲した一節では *Commonwealth* が最適なのだと言っています。上にみてきたように、*res publica Commonwealth* という流れにおいて、人々の結合状態のあり方（国家の成り立ち方、構成）であったことばが、徹底的な理想的、理性主義的な推論を経て、「人民全体の福利」と定義されてきたわけですから、名誉革命体制の国家を目の前にみつめながら、ほんとうの人々の結合のあり方を考えるロックにとっては、*Commonwealth* の語はさぞかしぴったりであったろうと推察されます。『主権論』がめざしていたものは、まさしく、あるべき結合のあり方だったわけです。

ルソーとの対比でいうなら、二つの点が注目されます。第一点は、ルソーとまったく同じように、*civitas* 直系の語である *city*（ルソーの場合は *cit *）は、*civitas* を表わすには全然役に立たないことを述べていることです。ルソーが、『社会契約論』の原註のなかで、*cit * の語が用をなさないことを嘆いていたことが思い出されます（『社会契約論』 - 6）。人々のあるべき結合状態を考えていく上で、まずもって用語をいかに確定するかで、ロックもルソーも、大いに難渋していたということになります。二人とも同じ地平に立っていたことが、この一事からしてもよくわかることと思います。二つ目の点は、ロックが、132節の表題に *the forms of a Commonwealth* ということばを用いているのにたいして、ルソーもまったく同じく、『社会契約論』の初稿（『ジュネーブ草稿』）において、副題に *la forme de la R publique* ということばを用いていることです。これぞれの書物の内容はことなっているとはいえ、両者が同じ地平に立って、何を望んでいたかがよく理解できると思います。

なお、ロックのこの書物の原題は、『*Of Civil Government*』ですが、これまで『政治論』、『統治論』、『市民政府論』と訳されてきましたが、わたしは *civil government* (*fr. gouvernement civil*) は「主権」と、*gouvernement* (*fr. gouvernement*) 単独では「統治組織」と考えていますが、このことについては、ドラテさんの助けを借りて後に詳述するつもりです。

上にみてきたように、*res publica* (*fr. r publique*) の語は、人々のあるべき結合状態が論議され、構想されるさいに用いられ、理想的ないしは理性主義的な思考の深化にともなって、その目的が「人民全体の福利」と定義されてきたわけです。その結果、「人民全体の福利」を論議することが、あるべき結合状態の論議となり、*respublica* は「理想国家」、あるいは理想的に遠望される「国家」の陰影を帯びるにいたったわけです。その意味でいえば、ルソーの先行者たちが、そしてルソー自身もそうですが、*Etat, soci t  corps politique* などの語を往きつ戻りつしたのも、人々のあるべき結合状態の論議、構想のなかであったわけですから、*Etat* も、*soci t  civile* も、*corps politique* も *r publique* も、みな同義語となってくるわけです。

ドラテさんはルソーが *r publique, corps politique* を同義語として用い、それぞれラテン語の *civitas* と対応するとして、次の一節を引用しています。「そのようなわけで、すべての人々の結合によって形成されるこの人民という名の人格は、かってラテン語では *civitas* と呼ばれ、今は *r publique* ないし *corps politique* と呼ばれます。この *r publique* ないし *corps politique* は、その構成員によって、それが受動的である場合は *Etat* と、能動的である場合は *sou*

erain と、その同類とくらべるときは *puissance* と呼ばれます」(『社会契約論』第1篇、第6章)^(注3)

しかし、*république* の語を照らしていた理想的な思考の光が強く意識されたとき、ルソーはこんなふうなことばづかいになっていきます。ドラテさんがその一部を引用している文章の全体を示せば、こうなります。

《J'appelle donc *République* tout Etat régi par des lois, sous quelque forme d'administration que ce puisse être : car alors seulement l'intérêt public gouverne, et *la chose publique est quelque chose*. Tout Gouvernement légitime est républicain *: j'expliquerai ci-après ce que c'est que Gouvernement.》(Du Contrat Social, . . . , ch. 6)

(私は、ですから、法によって治められている国家であれば、どのような運営形態のもとにあると、これをすべて *République* と呼びます。というのは、そのときにだけ人民全体の利益が国を導き、人民全体の福利が何事かになるからです。法にのっとって運営される政府はすべて人民の福利から外れることはありません。)(『社会契約論』 - 6)

ここでは、当然、*république* は *Etat* や *Corps politique* などの他の語によって代置することはできません。そして、このルソーの一節が、たとえば「友よ、法というものの関心事は、国のなかの一部の種族だけが特別に幸福になるということではないのであって、国全体のうちにあまねく幸福を行きわたらせることをこそ、法は工夫するものだということを、また忘れたね？ 国民を説得や強制によって和合させ、めいめいが公共の福祉のために寄与することのできるような利益があれば、これをお互いに分かち合うようにさせるのが、法というものなのだ。法がみずから国の内に彼らのようなすぐれた人々をつくり出すのも、彼らを放任してめいめいの好むところへ向かわせるためではなく、法自身が国の団結のために彼らを使うということのためだ」(『国家』 - 5、藤沢令夫訳) というような、プラトンの光源からの光を受けとっているのは明かです。そして、ここにおけるルソーの *république* の使い方は、ほぼ「理想国家」、ないしは理想の陰影に深く浸透された「国家」の意味において成立していることは明らかです。すると、意味論上の原初にあった「人民全体の福利」という *res publica* の意味は、ことばの奥深くに沈殿して隠れ、ちょっとみただけでは見えなくなっている、と判断しなくてはなりません。だからこそ、ルソーは本来の *res publica* の再度のフランス語への直訳である *chose publique* (人民のことば) という不分明なことばをあえて用いることによって、ことばのその不分明な部分を、*république* ということばの奥底に沈殿する原初の意味で満たそうとさえしているのだと思われます。そのことは、この *chose publique* がでてくる、すぐ前の一文に「人民全体の利益」ということばがあるのをみても明らかです。もし、*chose publique* が単に人民のことばであったり、「一国の全体的利害にかかわるような問題の総体」(ロベ - ルはこう定義しています) だとすれば、ここで引用したルソーの一節は意味の核を失うことになってしまいます。『社会契約論』の英訳をのぞいてみると、Everyman's Library 版の G. D. H. Cole 訳では、こうなっています。(1913年)。

I therefore give the name 'Republic' to every State that is governed by laws, no matter what the form of its administration may be: for only in such a case does the public interest govern,

and the res publica rank as a reality. Every legitimate government is republican*; what government is I will explain later on.

また、《Rousseau's Political Writings》版の J. C. Bondanella 訳 (1988年) では、次のようになっています。

I therefore give the name republic to any state ruled by law, no matter what its form of administration, for only then does public interest govern, and the commonwealth really exist. Every legitimate government is republican*; I shall explain what government is later on.

もう一冊から引用すると、最近刊行されはじめたダ・トマス大学の全集版では、こうなっています (J. R. Bush 訳、1994年)。

I therefore call every State ruled by laws a Republic, whatever the form of administration may be, for then alone the public interest governs and the commonwealth really exists. Every legitimate Government is republican*. I shall explain later what Government is.

エグリマンズ・ライブラリ - 版の訳者は、ルソーが歌うように韻をふんで古語をしのんだ *la chose publique* の語を、ルソーの歌のままに、*res publica* とラテン語そのものにおきかえていますし (わざわざイタリック体で表記していることがそのことを示しています)、ボンダネッラは、*res publica* の直訳である *the commonwealth* を採用して、英語の読者に便宜をはかっています。J. R. ブッシュも、それになっています。ここで注目されることは、*la chose publique* の属辞となる *quelque chose* (何事か) を、Cole は、この *chose* もラテン語にさかのぼらせて、ラテン語 *res* の派生語である *reality* の語をあてて訳していることです。後続の二人も Cole を踏襲して、《*really exist*》と変奏をこころみています。意味の流れをさかのぼる、これこそがことばをあつかう手つきの、まさしくリアリズムであると感心させられてしまいます。

ルソーの原文にもどりますと、法にのっとって運営される政府はすべて *républicain* であると、*république* の形容詞形を用いているのは、前の文で言ったことを繰り返すように強調して、結論を強化しているわけですから、*républicain* は *res publica* 的なもの、すなわち「人民の福利にかなった」、「人民の福利に基礎づけられる」、「人民の福利を指針とする」といった意となるはずですが、ルソーは、ここで、ことばの一番奥底にあるものをみつめ、それをひき出しながら、「すべての人々の結合状態」(国家) の理想形を語っているわけです。

「法が治める国家を *république* と呼ぶ」といっているわけですから、ルソーがまさにそのなかで生きて眼前にしている王政の国家は法が治めていないと言っていることと等しいわけですから、この国家の理想形であることばが、実践的な意識とふれてくるとき、*république* は「君主政」と対立する意味に鮮明に染まり、「共和国」(「君主政でない国家」と、アンドレ・ラランドは近代的な意味として、そう定義しています。『哲学辞典』フランス大学出版) となってくるのです。スタンダールの愛する *républicain* は、王政ないし専制君主と対峙し、山中で節を屈することのない「共和主義者」なのです (『カストロの尼』)。

引用した文章に註をつけて (*印の箇所です)、ルソーはこうなっています。

* Je n'entends pas seulement par ce mot une Aristocratie ou une Démocratie, mais en général tout gouvernement guidé par la volonté générale, qui est la loi. Pour être légitime il ne faut pas que le Gouvernement se confonde avec le Souverain, mais qu'il en soit le ministre : alors la monarchie elle-même est république. Ceci s'éclaircira dans le livre suivant.

(わたしはこのことばで単に貴族政あるいは民主政を考えているのではなく、広く一般意思の導く政府すべてを念頭においています。一般意思が法であるからです。法にのっとって運営される政府であるためには、政府は主権者と混同されてはなりません。政府は主権者の代行者でなくてはならないのです。そうさえあれば、君主政体の国家も *république* なのです。)^(註4)

本文とこの原註の文章をあわせよむと、語法というか、ことばのいいまわしが、先に掲げたロックの文章と酷似していることにおどろかされます。ロックが、「*Commonwealth* の語で、民主政、その他の統治組織の形態ではなく、古代ロ - マ人が *civitas* の語で指した、何ものにも依存しない共同体を理解していただきたい」といっているのにたいして、ルソーは、「法によって治められている国家であれば、どのような運営形態であろうとこれをすべて *république* と呼びます。・・・私は *république* ということばで、単に貴族政や民主政を考えているのではなく、広く一般意思の導く政府すべてを念頭においています」といっているのを見れば、いいまわしが酷似しているのは明らかです。ルソーの「運営形態」というのは、ここでは政府の形態のことをさしているわけですから。しかし、語法の酷似にもかかわらず、*commonwealth* と、ルソーの言う *république* は意味の深さがちがっています (同じ *res publica* の近代語への直訳であるにもかかわらず、ということです)。ルソーは、ここで法、しかも単に法であるのではなく一般意思の表現である法を深く意識しています。この一般意思への凝視の深さがルソーとロックを分かつ分岐点であって、一般意思に深く視点を定めることが、ルソーのアルファでありオメガなのです。原註はそのような観点から、あえて強制的につけられたものと考えられます。

一般意思の体現者としてルソーが意を注ぐ *le souverain* (主権者)、そして前掲した『社会契約論』の一節 (- 6) では、この *le souverain* はルソーにとって、*république* や *corps politique* の語と同義語になっていたのですが、この *soverain*、あるいは *souveraineté* については、次号に記したいと思います。

註1 . キケロのDE RE PUBLICA (.) の一節の、C. W. Keyesの英訳、C. Appuhnの仏訳を、それぞれかかげておきます。

I have treated these matters at considerable length because I have planned and undertaken in this work a discussion of the State ; hence, in order that this discussion might not be valueless, I had, in the first place, to remove all grounds for hesitation about taking parts in public affairs.

J'ai développé ces points avec une certaine ampleur, parce que, m'étant proposé et ayant entrepris dans cet écrit de traiter de la république, je devais, pour que mon entreprise ne parût pas vaine, lever en premier lieu le doute qui peut éloigner des affaires des publiques.

註2 . ロックの原文を示しておきます。

By commonwealth, I must be understood all along to mean, not a democracy, or any form of government, but any independent community, which the Latines signified by the word civitas ; to which the word which best answers in our language is commonwealth, and most properly expresses such a society of men, which community or city in English does not: for there may be subordinate communities in government; and therefore, to avoid ambiguity, I crave leave to use the word commonwealth in that sense, in which I find it used by king James the First; and I take it to be its genuine signification; which if any body dislike, I consent with him to change it for a better. (Works. Ed.:823.P.416)

註3 . 引用したルソーの原文は次のようになっています。

Cette personne publique qui se forme ainsi par l'union de toutes les autres prenoit autrefois le nom de Cité *, et prend maintenant celui de République ou de corps politique, lequel est appelé par ses membres Etat quand il est passif, Souverain quand il est actif, Puissance en le comparant à ses semblables.

註4 . Everyman's Library 双書の、G. D. H. Cole の英訳をかかげます。

*I understand by this word, not merely an aristocracy or a democracy, but generally any government directed by the general will, which is the law. To be legitimate, the government must be, not one with the Sovereign, but its minister. In such a case even a monarchy is a Republic. This will be made clearer in the following book [added in edition of 1782 from Rousseau's MS notes].

この英訳が素晴らしいのは、ルソーが「法にのっとって運営される政府であるためには、政府は主権者と混同されてはなりません。」と書いている原文（ルソーが、政府と主権者の混同といている部分）を、《*the government must be, not one with the Sovereign, but...*》（政府は主権者と一体であってはならず...）というふうに、ルソーの意図をはっきりとつかみ出して、それを浮き立たせるようにして英語に翻訳していることです。この個所を G. D. H. Cole の英訳で読む者は、ルソーの思考の実体にいっそう深く、かつ具体的にいっそう近くふれるような想いで読むことになるわけです。翻訳とはこんなふうになりたいものです。

